

**令和3年度第1回情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会  
個人情報保護部会 議事録**

- 1 日 時 令和3年5月14日（金） 午前10時15分から午前10時50分
- 2 会 場 新潟市役所本館6階 第2委員会室
- 3 出席者
  - ① 委 員 高木委員（部会長）、内山委員、梅津委員、渡辺委員
  - ② 実施機関 （保健管理課）田辺参事、大宮室長、相田係長、菅沼主事
  - ③ 事務局 石山室長、三條主査、福井副主査
- 4 議 事 「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務についての第三者点検」

5 議事概要

**事務局** これより令和3年度第1回新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会個人情報保護部会を開催する。審議会規則第5条第2項の規定により、定数の半数以上の委員に出席いただいております。本会議は成立していることを報告する。

本日の個人情報保護部会は、保健所保健管理課から諮問があった特定個人情報保護評価書の点検についてご審議をお願いするものである。配付した資料について確認させていただくが、お手元に本日の次第を用意した。また事前に本日使用する資料を送付した。資料1「諮問書」、資料2「評価書の概要」、資料3「全項目評価書」になる。部会長よろしく願います。

**高木部会長** ただいまから議事に入る。実施機関の入室をお願いする。

新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の点検について、実施機関から説明をお願いする。

**保健管理課** 保健管理課長の田辺である。6月13日から新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報を照会する事務手続きが情報連携可能となることから、これに係る特定個人情報保護評価書を新たに作成したため点検をお願いする。本日、説明に使用する資料については事前にお届けしたが一部修正があったため先ほど配付したものと差し替えをお願いする。

評価書について説明する。新潟市新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施等に関する事務の特定個人情報保護評価書について、お手元に配付している資料2「特定個人情報保護評価書の概要（第三者点検用）（概要版）」について説明する。まず、本評価書に記載の事務について概要を説明する。資料2の1ページをご覧ください。2の基本情報、1対象となる事務について、本評価書では新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に係る事務について記載している。主な事務の内容として、新型インフルエンザ等の感染症が発生した場合に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定の確保を図るため、登録している事業者等に対する特定接種や、第46条の住民に対する予防接種の事務において、情報提供ネットワークシステムに接

続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行うものである。

これら予防接種の事務については、すでに本審議会において第三者点検を実施している新潟市予防接種に関する事務というものがあるが、すでに評価している事務と、まったく同様のシステム、事務の流れとなっており、今回の評価書については新潟市予防接種に関する事務の評価書をベースとしている。この事務の大まかな流れについて説明する。

資料2の4ページの図でお示しする。4ページの図については先ほど差し替えをしているが、そちらをご覧いただきたい。まず、住民が①医療機関で予防接種を受けると、②接種者の氏名や接種日などの情報が記載された予防接種券または予診票が紙で新潟市へ提出される。それを基に③対象者を確認し、⑤予防接種履歴を保健所情報システムに入力し、情報管理をする。また、未接種者に対しては⑥接種勧奨を行うとともに住民からの求めにより、⑦予防接種の記録を提供する。本事務では、本人から個人情報の入手はせず、保健所情報システムへ接種履歴を入力する際に、左下の汎用連携データベースシステムから氏名、生年月日等に加え、個人番号を入手することを想定している。また、情報ネットワークシステムを介し、他の自治体から転入者等の接種履歴データを手に入るとともに他自治体へ接種履歴データを提供する。この図の中で、特定個人情報を含む情報の流れは黄色の矢印となっている。

ここまで説明した新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の事務は、現在はまだ実施していないものであるが、今後、この感染症が発生した際に、必要となった際には新潟市予防接種に関する事務と同様の流れで運用することを予定している。今後、この想定している事務に大きな変更があった際には、改めて審議会で点検をお願いしたいと考えている。

次に、資料2の2ページをご覧いただきたい。2ページ以降に記載しているリスク対策についても、新潟市予防接種に関する事務におけるリスク対策とほぼ同様となっており、今回、特に追記・修正した点について説明する。まず、2ページの特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策の1番、特定個人情報の入手に関するリスクと対策措置についてである。事務に関しては、特定個人情報ファイルを保有する保健所情報システムを必ず利用するが、このシステムはメールシステムのような外部とつながりを持つ一般のシステムとは別に、特定個人情報を取り扱うための専用のネットワーク内で運用されており、アクセス権限が付与された特定の職員のみ利用が許可されている。アクセス権限についてはID、パスワードに加え、生体認証を追加し、予め承認された利用者以外の情報入手を抑制している。

次の2番、特定個人情報を使用する際のリスクと対策措置についてである。使用に際しては、特定個人情報へのアクセス記録はシステムがアクセスログとして全件記録しており、必要に応じて確認することができる。また、先ほど説明した生体認証として静脈認証を採用していることを追加している。

3番、特定個人情報の提供、移転にかかるリスクと対策措置及び4番、情報提供ネットワークシステムの接続にかかるリスクと対策措置、5番、特定個人情報の保管、消去にかかるリスクと対策措置については、前に評価していただいた新潟市予防接種に関する事務とまったく同じで追記修正はない。

以上、特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要について説明した。ご審議をお願いした

い。

**高木部会長** ただいまの説明に対し、質問はないか。

**梅津委員** 概要の3ページ、項目4の情報提供ネットワークシステムの接続にかかるリスクと対策で、当面の間は行わないとあるが、中間サーバーには今のところ接続していないということではないか。

**保健管理課** 保健所システムからICT政策課が所管している団体内統合宛名システムに宛名情報を登録し、そのICT政策課の団体内統合宛名システムがJ-LISが提供している中間サーバーと連携している。

**梅津委員** J-LISなのか。

**保健管理課** そうである。

**梅津委員** J-LISのサーバーには接続は行わないと。つまりJ-LISのサーバーから情報提供ネットワークのほうには接続しないと。J-LISだからほかの自治体も共通なのか、LGWANになるということなのか。

**保健管理課** 現在のところは、まだこの事務が始まっておらず、接続はされていないが、将来的には接続するという事。

**梅津委員** 接続することを前提に考えるということで、よろしいか。

**保健管理課** はい。

**梅津委員** J-LISのサーバーにしないとほかの自治体との連携が取れないということで、よろしいか。

**保健管理課** はい。

**梅津委員** 了解した。

**内山委員** アクセスログは全件記録しているということなのだが、アクセスログの点検は定期的に行う予定にしているか。

**保健管理課** こちらも定期的には実施している。

**内山委員** 了解した。

**渡辺委員** 今回の議題に関係がないかもしれないが、図の中に⑥接種推奨通知とあるが、これは未接種の方に通知がいくということなのか。仕事柄、自分で接種の申し込みができない、打ちたいけれども行けないという話をときどき伺うのだが、これはどういうことか。

**保健管理課** 今の事例は、通常の定期接種のことか。打ちたいけれども行けないという事例ということだがそれは何の予防接種になるのか。

**渡辺委員** 新型コロナの関係で75歳以上の方は申し込みができますという通知書が来たが、どういうふうに申し込んでいいかわからないという方がいる。

**保健管理課** 新型コロナに関してだと枠組みが異なる。ただ、例えば子どもの予防接種はA類となっており、それは努力義務なので勧奨ということが出てくるが、今回の新型コロナについては希望した方が接種するという事なので、今回、勧奨はなかった。どのような形でやるかは、今はまだ検討中である。

**保健管理課** おそらく医療従事者というくくりでの接種か。一般の住民の方ということなのか。

**渡辺委員** 一般の住民の方で、高齢者の方なのだが、自分は打てるのかどうか、すごく心配というお話をよく聞く。

**保健管理課** 打てるかどうか心配ということは、予約の取り方が分からないということか。

**渡辺委員** そうである。ただ、かかりつけのクリニックで予約ができたという方もいらっしゃるが。

**保健管理課** それについては、おっしゃるとおり新潟市の場合、かかりつけ医で受け入れる個別接種と、新潟市が公共施設で行う集団接種があり、集団接種のほうが割合的に1で、個別接種の割合が9という形で計画を立ててきており、先週、集団接種の予約の受付を始めたが、多くの方が申し込みをされ、すぐに枠が埋まってしまい、ただ、9割が個別接種なため、かかりつけ医でお願いしますとお伝えしているが、医療機関も、まず自分のところに来ている方を優先的ということで慎重にやられている部分があり、なかなか普段医者に行かれていない方は予約が取りづらいという声があるのは承知している。その部分のやり方について、もう少し市民の方から予約が取りやすいようにすることを今、改善の検討をしており、早急にその辺変えたものをお示ししていこうということで作業を進めている。

**高木部会長** 予防接種事務と同じレベルで評価書を作成しているということなので、基本的には大きな問題はないとの判断になると思う。少し気になったのは、他の評価書を参考にして作成すれば、それなりのレベルのものになるわけだが、例えば資料3の10ページに、再委託の項目がある。表面上はこの記載で問題ないと考えていいと思うが、なぜ再委託が必要なのかということには触れられていない。人手やコストが高くなるからというような理由は簡単に想像できるが、再委託の必要性については少し考えないといけない。

それから、ヒューマンエラーの観点において、ヒューマンエラーを防止するために主体的に取り組むことも必要ではないだろうか。IDとパスワードの取り扱いについて書かれてはいるので、これも表面上は問題ないが、本当にヒューマンエラーが起こらないかということや5年後の再点検までに担当課において複数回議論していただきたい。今回の評価書は他の評価書を参考しているので土台がある分、そういった議論に力を注いでもいいのではないかな。そういったことを考えながら事務を行わないと、形式だけ整えて終わってしまう可能性が高い。ぜひ現状に満足せず改善していくという観点も持ってほしい。

**保健管理課** 承知した。

**高木部会長** ほかに質問はないか。

ただいまの案件について、意見を取りまとめることにしたいと思う。意見書については部会長に一任いただければ文言等を整理した上で、事務局から通知させていただくことにしたいと思うが、よろしいか。

(「異議なし」の声)

一任いただけるということにしたい。

**梅津委員** 議題は終わったが、気になることがある。今後、渡辺委員からも質問があった新型コロナワクチンの件で、今回のように審議会に意見を求めるようなものは出てくるものなのか。

**保健管理課** 新型コロナについては先ほどお話しいただいたように、特例で事後評価が可能とな

っており、事務が整い次第、またお願いすることになろうかと。

**梅津委員** では今後、今回のような点検・評価が出てくると考えてよろしいのか。

**保健管理課** おそらくそうなるかと。

**事務局** 以上で審議会を終了する。ありがとうございました。